



その乗り方

青切符
です！

多治見警察署にご協力いただき、市職員が見本となって自転車での交通違反の例を紹介します。

一時停止をしない

反則金 5,000円



自転車も車と同じ「車両」です。
「止まれ」の標識がある交差点では、必ず一時停止しましょう。

横に並んでの走行

反則金 3,000円



友達同士で並んでおしゃべりしていませんか？
並進は車や歩行者と接触する危険性が高まります。

運転中のスマホ使用

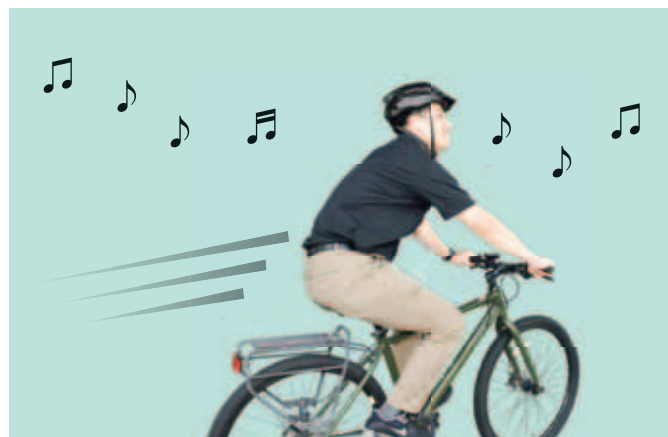
反則金 12,000円



「一瞬だから大丈夫」「ゆっくり走っているから平気」と思っていませんか？画面に気を取られた「一瞬」が誰かの命を奪う大事故に直結します。

運転中のイヤホンなどの使用

反則金 5,000円



通学や通勤の途中、音楽を聴きながら自転車に乗っていませんか？「片耳だから大丈夫」—それは大きな間違いです！

警告に従わずに違反行為を続けた場合や、通行車両や歩行者に危険を生じさせる行為、交通事故につながるような悪質・危険な違反行為は取り締まりの対象になります。 交通ルールなどのお問い合わせ先 多治見警察署 ☎22-0110

令和8年4月1日から、自動車などに適用されていた交通反則通告制度、いわゆる「青切符制度」が自転車にも適用されるようになります。

青切符制度とは？

青切符制度とは、交通違反をした場合の手続きを簡略化するための仕組みです。青切符を交付された人が、違反をしたと認め反則金を納めると、刑事裁判を受けないで事件が処理されます。取り調べや裁判を受けるために出頭する必要がなく、有罪となつて前科がつくこともありません。

青切符導入の背景

これまで自転車の交通違反は「赤切符」による刑事手続きで処理されてきました。ところが刑事手続きによる処理は、負担が大きく、不起訴とされる場合もあり、違反者に対する責任追及が不十分であると指摘されてきました。また、近年、自転車関連の交通事故が多く発生しています。自転車乗車中の死亡・重傷事故の多くは、自転車側にも法令違反がある状況です。

そこで、自転車も車の仲間として交通ルールをしっかりと守ってもらうように、車やバイクと同じく、信号無視や一時不停止などの

交通違反を行った16歳以上の自転車利用者に、青切符を導入することになりました。これにより、違反者に対して簡易で迅速な処理、実効性のある責任追及ができるようになります。

導入後の運用状況

青切符制度が導入された4月1日からの1月間に、全国で2147件の青切符が交付されたことが、警察庁のとりまとめにより分かりました。

青切符の対象となつた違反の種類で最も多かったのが「止まれ」の標識がある交差点で一時停止しない「指定場所一時不停止」で、846件と全体の40%を占めています。次いで多かったのが運転中にスマートフォンなどを手に持つて使うながらスマホ「携帯電話使用」で713件、33%。3番目に多かったのが「信号無視」の298件、14%でした。また、指導警告は13万5855件でした。

岐阜県での4月1日からの1月間の青切符の交付は2件で、指定場所一時不停止と携帯電話使用がともに1件ずつ。指導警告は1279件でした。

何をしたら、青切符の対象となるのか、次ページで4つの例を紹介します。

特集

知っておきたい自転車の青切符制度

通学や通勤、買い物など毎日のように自転車に乗っている人も多いのではないのでしょうか。とても便利で身近な乗り物だからこそ、4月から始まった「青切符」制度について正しいルールを確認してみませんか？

自転車の交通事故の ほとんどは法令違反が原因

令和7年中の、岐阜県内の自転車関連事故件数は466件です。そのうち、自転車側に何らかの違反があったのは428件(92%)でした。

自転車は車の仲間です。ルールを守って安全運転することが、自分を守ることに繋がります。安全に自転車に乗るために、自転車のルールを正しく理解することが大切です。



自転車関連事故の法令違反の有無
(自転車の交通事故状況 令和7年中
：岐阜県警察提供)